

■ 基本的な考え方

受付カウンター、水飲み器、ATM を設置する場合は、それぞれ車いす使用者の利用に配慮した高さ及び形状とする必要があります。

■ 参考とすべき基準

内 容		関 連 条 例	対 象 規 模
カ ウ ン タ ー 受 付	①受付カウンターのうち1以上は、高さ 70cm 以上 75cm以下であるか (1,000 m ² 未満の劇場等についても準じた基準とすることが望ましい)	条 26	劇 場 等
	②受付カウンターの下部は、車いす使用者に配慮した高さ 65cm以上、奥行き 45cm以上の空間を確保しているか (1,000 m ² 未満の劇場等についても準じた基準とすることが望ましい)		

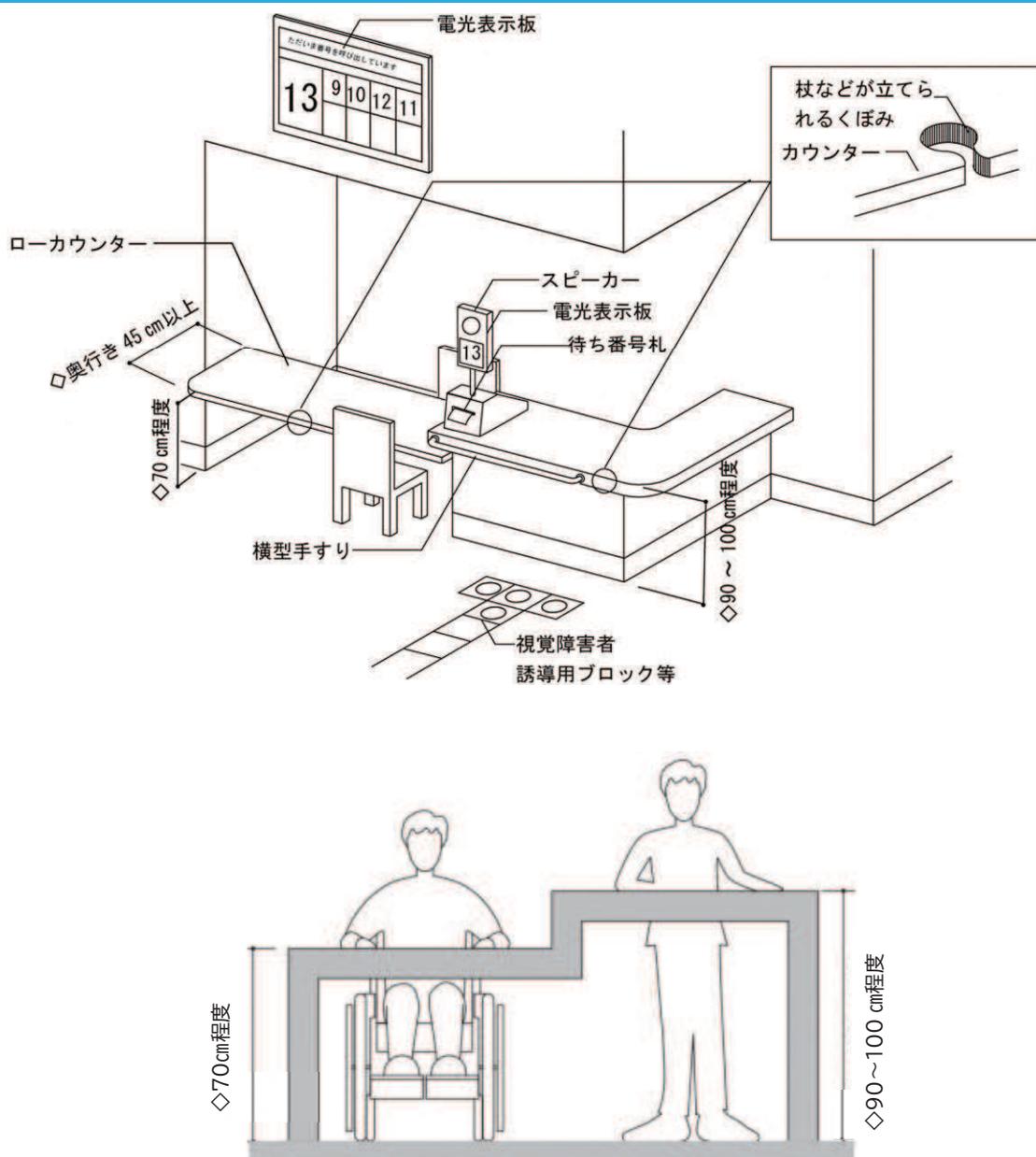
■ 参考とすべき項目

項 目	解 説	参 照 条 文 等
① 受 付 カ ウ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ◇劇場等では、車いす使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車いす使用者のひざが入るように、高さ 70 cm程度のスペースを設ける。 ◇車いす使用者用以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 ◇杖使用者用に椅子を設け、杖を立てかける場所を設ける。 ◇立位で使用する受付カウンターは、松葉杖使用者などが身体を支えることができるように固定し、必要に応じて、手すりを設ける。 ◇呼び出しをする受付カウンターには、音声装置ほか、聴覚障がい者のために、電光掲示板を設置する。 ◇視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、ハイカウンター(高さ 90~100 cm 程度)側に誘導する。 ◇カウンター上部は、子供の手が届く範囲に物を置かないように配慮する。 	条 26 【図 1、2、3】
② カ ウ ン タ ー 下 部	<ul style="list-style-type: none"> ◇カウンター等の下部は、高さ 65 cm以上、奥行き 45 cm以上とする。 ◇机・テーブルの下に棚を設ける場合でも、車いす使用者が利用しやすいように配慮する。 	【図 1、2、3】
水 飲 み 器	<ul style="list-style-type: none"> ◇蛇口の水栓器具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏式の場合には、手動式の給水栓を併設する。 ◇車いす使用者が接近できる水平スペース(150 cm×150 cm以上)を確保する。 	【図 4】
ATM	<ul style="list-style-type: none"> ◇ATM(現金自動取引装置)のボタンや操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障がい者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ◇金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとするのが望ましい。 ◇金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。 ◇金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用するのが望ましい。 ◇ATMは操作部分への車いす使用者の接近しやすさ(足元のスペース確保)や、見や 	標 2.14.D(1) 標 2.14.D(3) ①④ 【図 4】

項目	解説	参照条文等
	<p>すさ(画面への映り込みの防止)・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。</p>	
案内表示	<p>◇聴覚障がい者や高齢者等に配慮し、官公署、銀行、病院等で呼出しを行うカウンターでは、音声による案内のほか、電光掲示板等を設ける。</p> <p>◇筆談ボードやメモ用紙、ホワイトボード、筆談が可能なタブレット端末等を常備した案内所のカウンターには、「耳マーク」、「聴覚障がい者向けの備品貸し出し」などの案内表示を設置する。</p>	

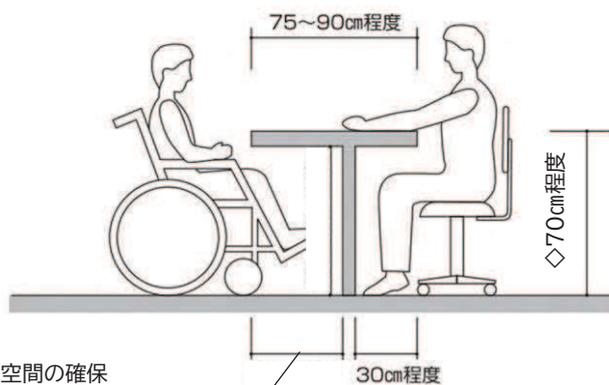
■ 参考図

図1 受付カウンターの整備例



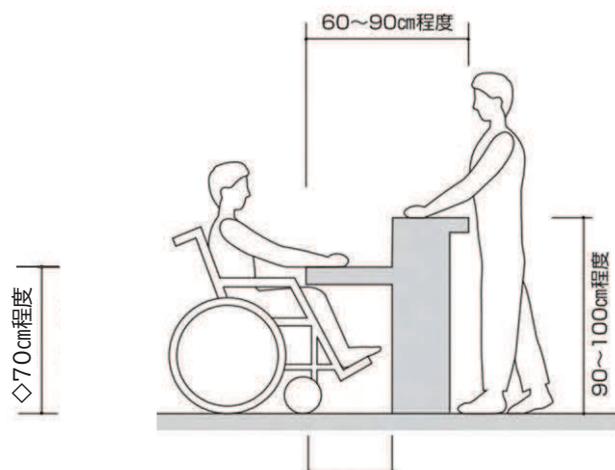
参考図

図 2 受付カウンター(車いす対座位)の整備例



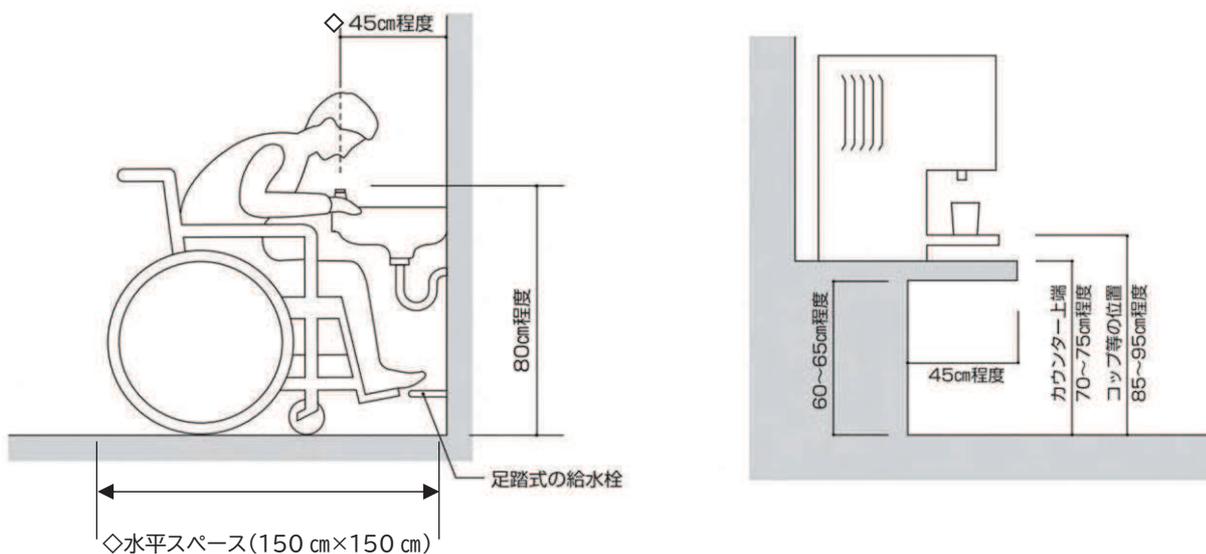
- ◇車いす使用者に配慮した空間の確保
- ◇奥行き 45 cm以上

図 3 受付カウンター(車いす対立位)の整備例



- ◇車いす使用者に配慮した空間の確保
- ◇奥行き 45 cm以上

図 4 水飲み器の整備例



参考図

図5 ATMの設置例



◇車いす使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカットルーバーを採用



◇視覚障がい者の方のご案内用受話器（ハンドセット）を設置



◇車いす使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM

■ 基本的な考え方

利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるように、床に段を設けないよう配慮するとともに、必要な幅員を確保するよう努めなければなりません。

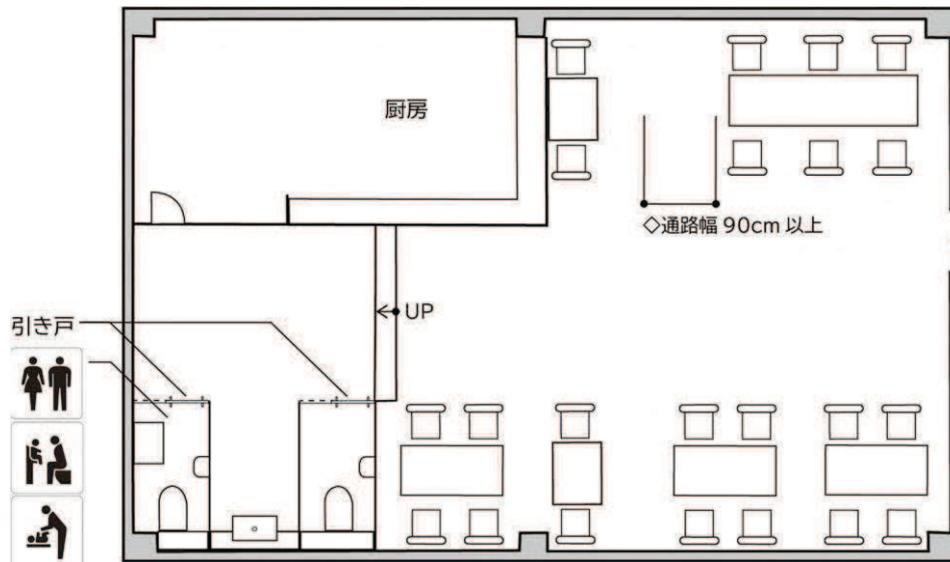
■ 参考とすべき項目

項目	解説	参照条文等
①段差解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用居室の床は、車いす使用者が利用できるよう、段を設けない。しかし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除くものとする。 ・ 「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ・ 「07 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等」のバリアフリー整備基準の解説を準用する。 ・ 段差が生じる場合は、擦り付けを設ける等、車いす使用者円滑に通行できるように配慮する。(高低差2cm以下の段差は許容範囲) <p>◇利用居室の床は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であって、車いす使用者が容易に移乗できる高さのもの ・ 劇場等に設ける階段状の客席及び通路(客席の出入口から車いす使用者用客席までの通路を除く。)の部分(機能上必要と判断されるもの) 	<p>【図1】</p> <p>県告 498 号</p> <p>【図2】</p>
② 通路の有効幅	<p>◇利用居室内の通路の幅は、90 cm以上とする。</p> <p>◇物販店の全ての通路の幅は 120 cm以上とする。ただし、片側商品棚の場合は 90 cm以上とする。</p>	<p>条 27【図1】</p> <p>標 2.12.1(1)</p> <p>②【図3】</p>
その他	<p>◇飲食店舗のいすは可動式とする。</p>	<p>標 2.13.2</p>

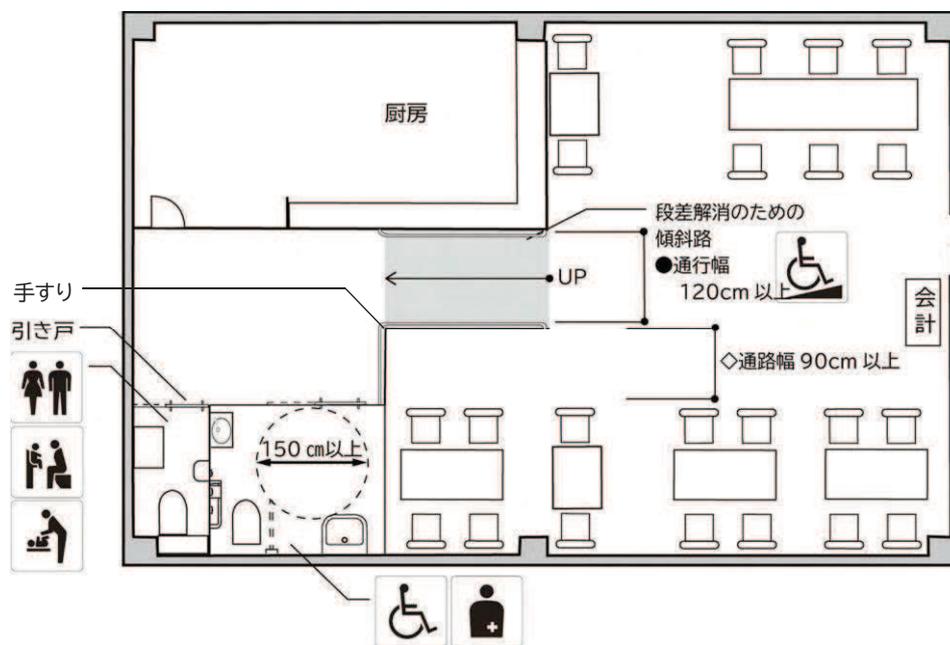
■ 参考図

図1 利用居室の段差解消の例

<段差がある場合の例>



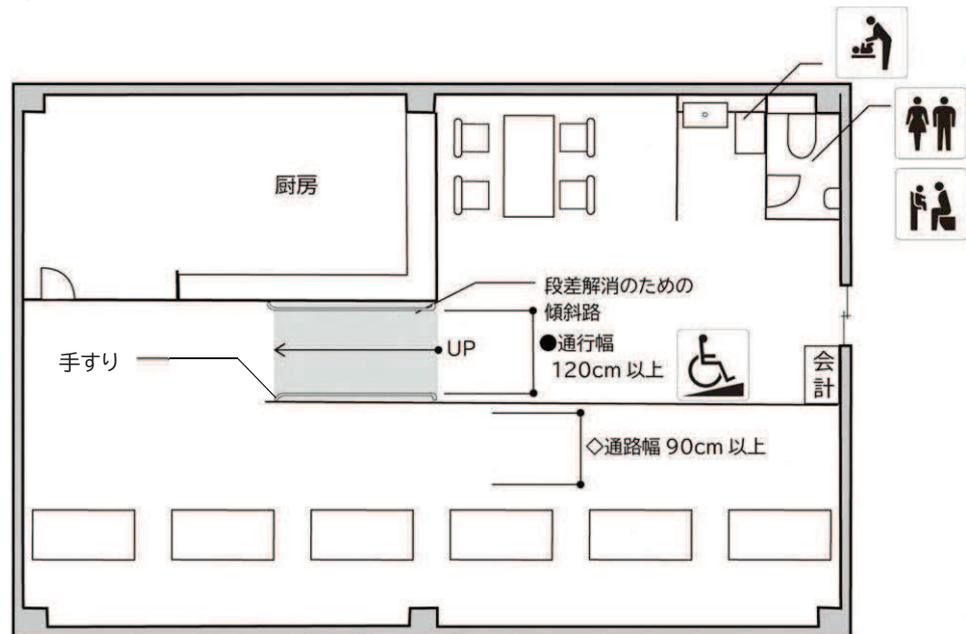
<段差解消を行った場合の例>



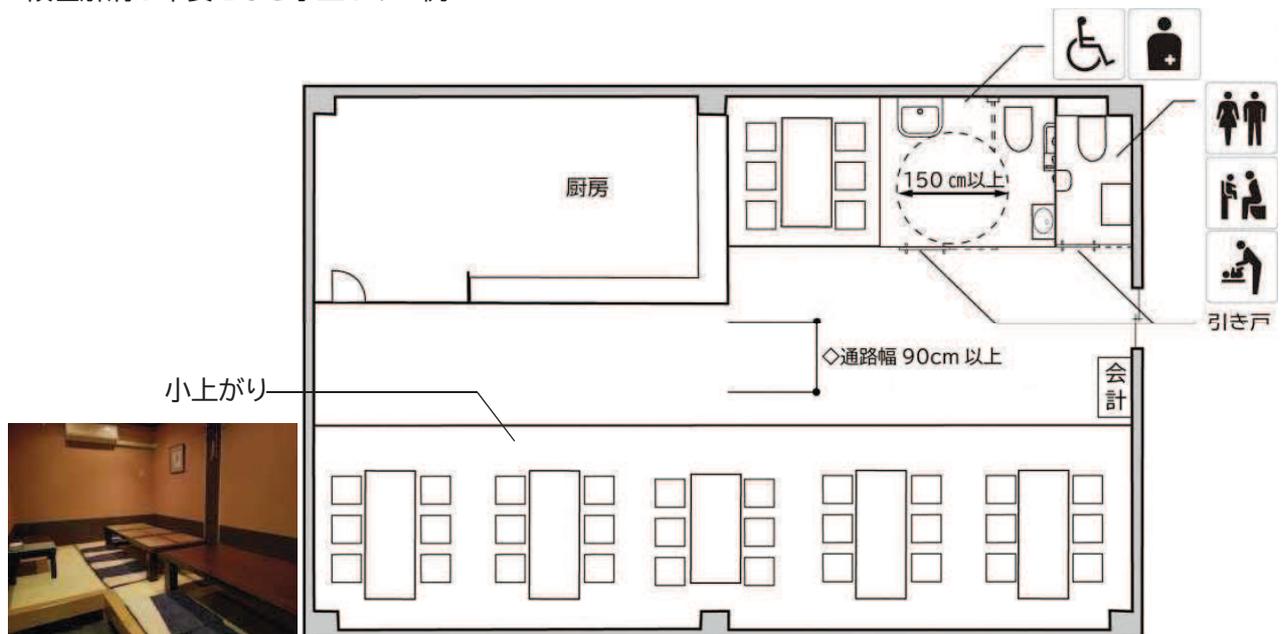
■ 参考図

図 2 飲食店の段差解消の例

<段差解消を行った場合の例>



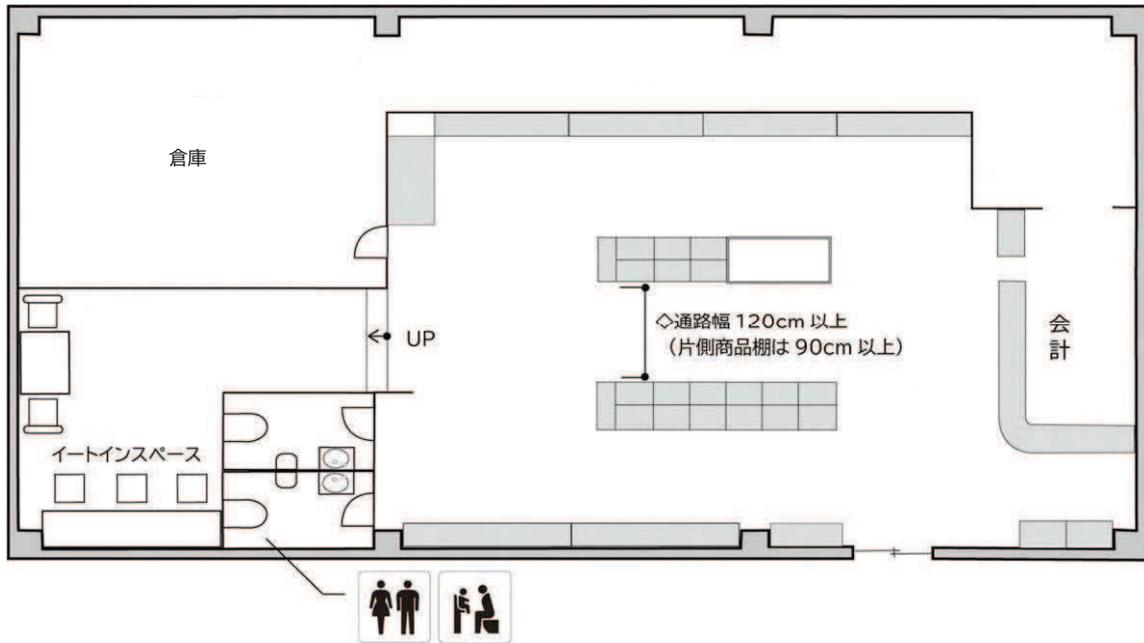
<段差解消が不要となる小上がりの例>



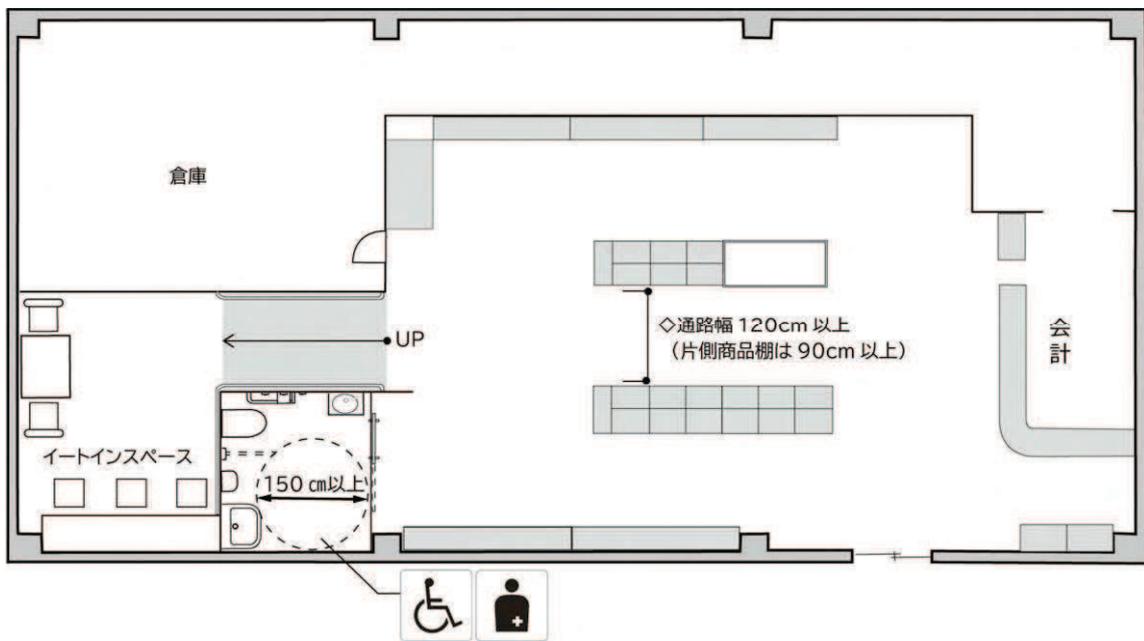
■ 参考図

図3 物品販売店の例

<段差がある場合の例>



<段差解消を行った場合の例>



■ 基本的な考え方

視覚障害者誘導用床材は、視覚障がい者が主に足の裏の触感覚と色によってその存在や大まかな形状を確認できるように突起を表面につけた床材であり、歩行中の視覚障がい者に位置や方向を情報提供することにより、歩行の安全性を確保し、単独歩行を支援するものです。

点字は、文字情報を 6 つの凸点の組み合わせで標示するもので、視覚情報を触覚情報に置き換えたものです。

■ 参考とすべき項目

項目	解説	参照条文等
視覚障害者誘導用床材	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用床材は、視覚障がい者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設する。敷設にあたっては、その他の歩行者の安全を阻害しないように配慮する。 	
視覚障害者誘導用床材の種類及び形状	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用床材について、足裏を通して情報を伝えるための突起部の形状・寸法及びその配列が JIS T 9251 で定められており、これに準拠したものを設置する事が望ましい。 <p>点状ブロック(注意喚起用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面に点状の突起がついている。 注意を喚起するためや誘導対象施設などの位置を案内する場合に用いる。 屈折部分・段差部分(階段の始点・終点など)・危険箇所の前面などに敷設する。 <p>線状ブロック(誘導用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面に平行する線状突起がついている。 誘導対象施設などの方向を案内する場合に用いる。 誘導の方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。 	JIS T 9251 【図 1】
視覚障害者誘導用床材の色彩及び素材	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用床材の色は、黄色を基本とし、他の床材との変化をつけるように配慮する。(黄色を基本とするのは、弱視者に識別しやすいことによる。) 	
点字案内板	<ul style="list-style-type: none"> 構内出入口付近には点字案内板や触知図を設置する。また、案内板は、台の上面が傾斜したものが望ましい。 案内板の位置を知らせるために誘導鈴を設置する。 案内板の設置については、他の歩行者の通行の障害にならないように配慮する。 	【図 3、5】
階段、傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> 階段、傾斜路の始点及び終点は、必要に応じて視覚障害者誘導用床材を敷設する。 階段、傾斜路の手すりの始点及び終点は、点字プレートを設置し、階数を標示する。 	【図 2、4】
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口からエレベーターの乗り場まで視覚障害者誘導用床材を敷設する。 エレベーターの乗り場ボタンや操作盤・インターホンなどには、階数などを点字プレートで標示する。 	【図 2、6】

■ 参考図

図1 視覚障害者誘導用ブロック等の形状の例

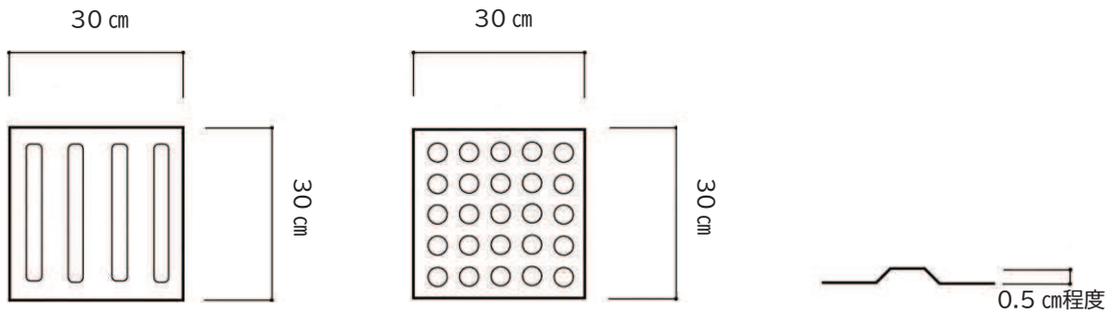
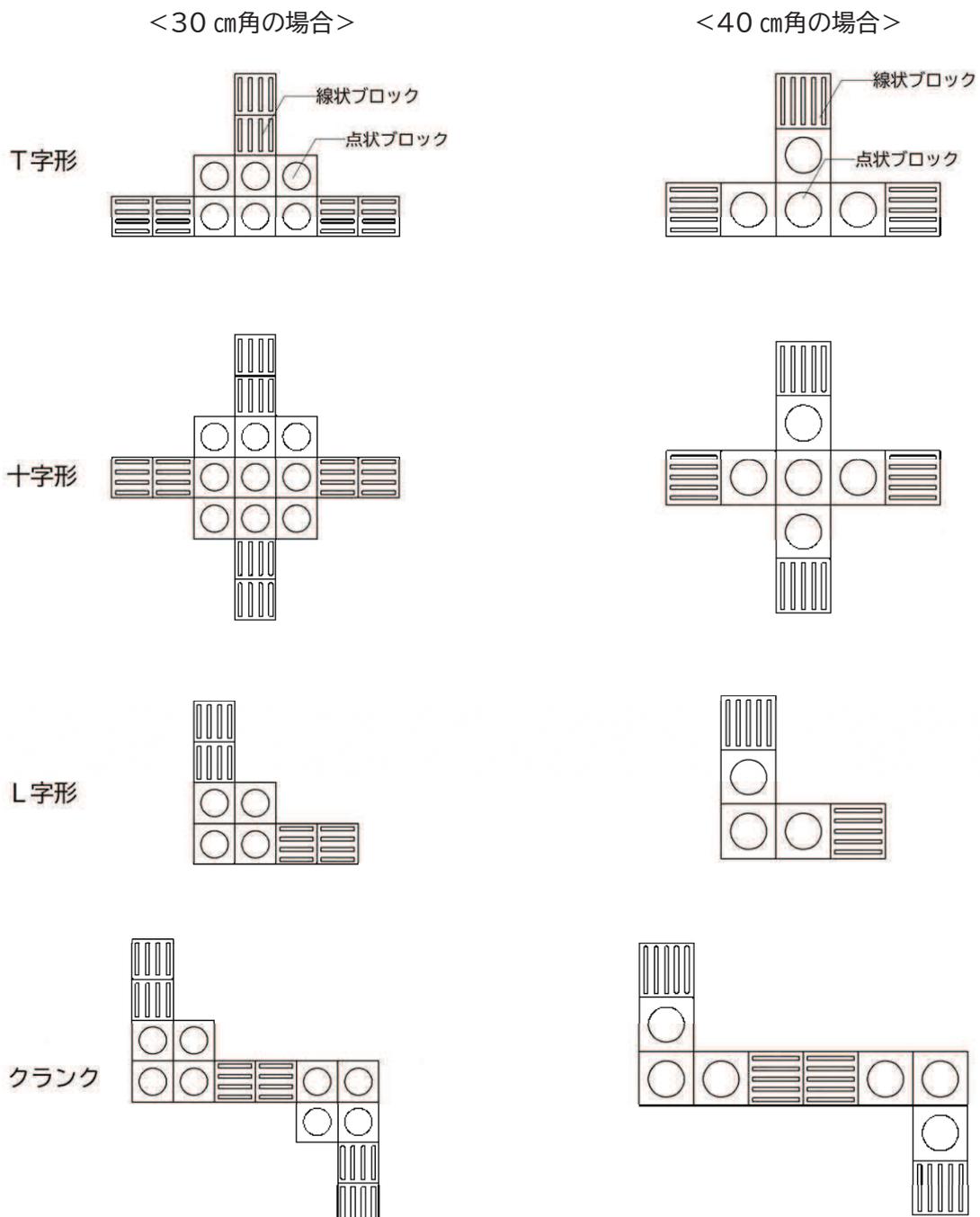
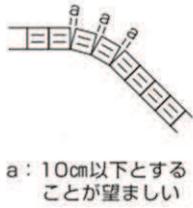


図2 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例

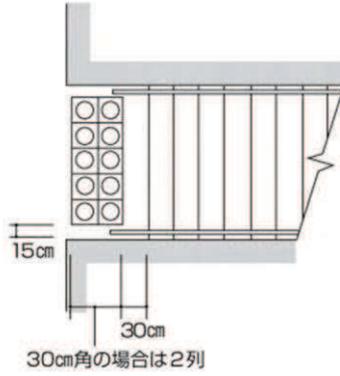


■ 参考図

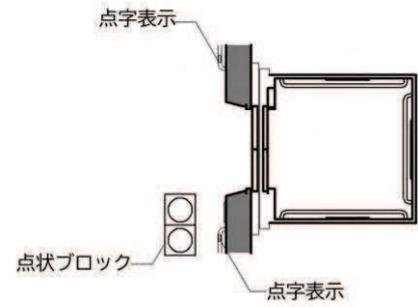
■ ゆるやかなカーブ



■ 階段の前後での設置例



■ エレベーター出入口での設置例



■ エスカレーターでの設置例

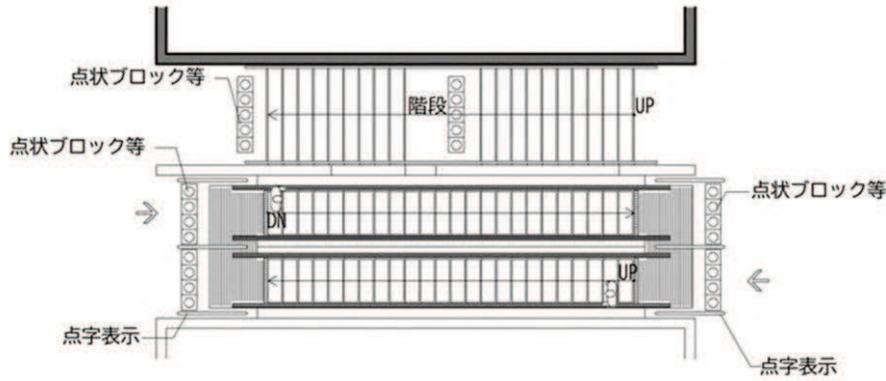


図 3 玄関標示板の例

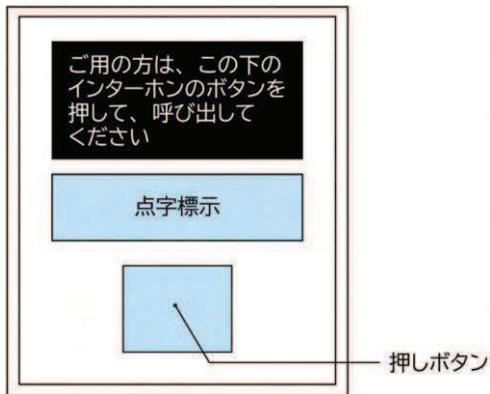


図 4 階段における手すりと点字標示取付例

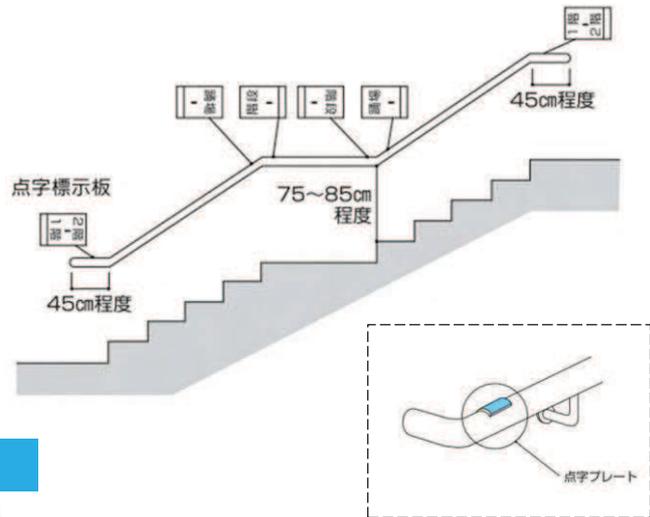
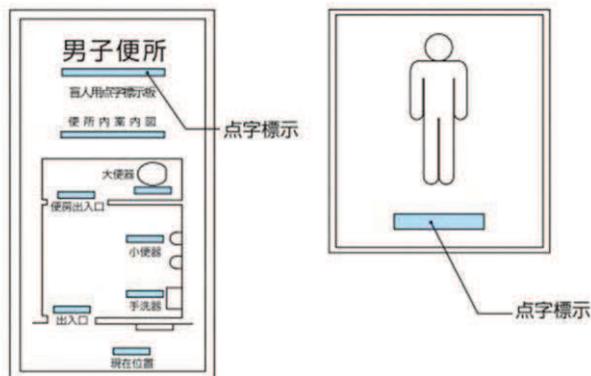


図 5 各部屋用点字標示板の例



参考図

図6 エレベーター乗り場ボタン及びかご内操作盤の点字表現の例

	乗り場ボタン			かご内操作盤						
呼称	昇り	降り	乗り場階床数	戸開	戸閉	インターホン呼	行先ボタン			
晴眼者マーク (例)										
点字	ウ エ	シ タ	5カイ	ア ケ	シ メ	ヒジョー	チカ1	チュー2	(6) 数符	オ ク

参考1 点字の読み方

(五十音)

ア イ ウ エ オ
カ キ ク ケ コ
サ シ ス セ ソ
タ チ ツ テ ト
ナ ニ ヌ ネ ノ
ハ ヒ フ ヘ ホ
マ ミ ム メ モ
ヤ ユ ヨ
ラ リ ル レ ロ
ワ ヲ ヌ

(濁音)

ガ キ グ ゲ ゴ
ザ ジ ズ ゼ ソ
ダ テ ツ テ ド
バ ビ ブ ベ ボ
パ ピ プ ペ ポ

(拗音)

キャ キュ キョー
シャ シュ ショー
チャ チュ チョー
ニャ ニュ ニョー
ヒャ ヒュ ヒョー
リャ リュ リョー

(アルファベット)

外国文字 A B C D E F G H I
J K L M N O P Q R
外国語引用符 S T U V W X Y Z

(記号)

長音 (ー)
促音 (っ)
句点 (。)
読点 (、)

「 」 カギ
() カッコ

(数字)

数符 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

23 手すり

■ 基本的な考え方

手すりは、高齢者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助などに有効な設備であり、目的や状況に応じ、大きさ、材質、取付位置等を考慮して、堅固に設置することが望まれます。

■ 参考とすべき項目

項目	解説	参照条文等
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、障がい者などの誘導・落下防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口などその目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置などを考慮して設置する。 歩行困難者や視覚障がい者にとっては、必要不可欠なものであるため、階段・傾斜路には必ず設置し、廊下には必要に応じて設置する。 	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付け高さは、1本の場合は75 cm～85 cm程度とする。 高齢者、障がい者、子供の利用が多い施設については手すりを2段とし、高さを60 cm～65 cm程度と75 cm～85 cm程度とする。 	【図1、2】 標2.14A(2)
形状	<ul style="list-style-type: none"> 太さは、外径3 cm～4 cm(小児用にあつては3 cm)程度の握りやすいものとする。 	【図1、2】 標2.14A(2)
壁との関係、壁仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 壁との隙間は4 cm程度とし、手すりの下側で支持する。 手すりを取り付けた壁の表面は、できるだけ凹凸のないものが望ましい。 弱視者(ロービジョン)や色覚多様性のある人の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。 	【図3、5】 標2.14A(2)
端部	<ul style="list-style-type: none"> 衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるため、手すりの端部は、壁側に曲げることが望ましい。 	【図4】
材質	<ul style="list-style-type: none"> 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとする。 階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけた時に滑りにくいものとする。 手触り、耐久性、耐蝕性などは、取り付け箇所に見合ったものとする。 手すりの色調は、壁などまわりの色調と対比効果を保つことが望ましい。 冬季の冷たさに配慮した材質を用いることが望ましい。 	標2.14A(3)
誘導・標示	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の始点、終点を歩行者に知らせるため、45 cm程度の水平部分を設けることが望ましい。 端部、曲がり角及び傾斜路の始終点などの要所には、現在位置や方向・行先などを点字及び墨字で標示することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 階段の手すりの端部：現在の階及び行き先の階等 ✓ 傾斜路の手すりの端部：現在の位置及び行き先の情報(●●室)等 ✓ 屋内の通路の曲がり角部分の手すり：現在の位置及び行き先の情報(●●室)等 ✓ 利用居室等の出入口付近の手すりの端部：利用居室等の名称(●●室)等 点字表示は、はがれにくいものとする。 点字表示については、JIS T 0921 を準用する。 	【図4】 標2.14A(4)

項目	解説	参照条文等
施設用途に応じた手すりの配慮	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案し、屋内の通路にも手すりを設けることが望ましい。 移動補助、立ち上がり補助(身体支持)の必要な高齢者、障がい者等が主に利用する施設においては、転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設けることが望ましい。 視覚障がい者等の誘導が必要な施設で、手すりを設置できない場合には、手すりに代わる音声案内装置の設置、又は従業員による誘導を行うことが望ましい。 	標2.14A(5)

■参考図

図1 壁付手すりの例

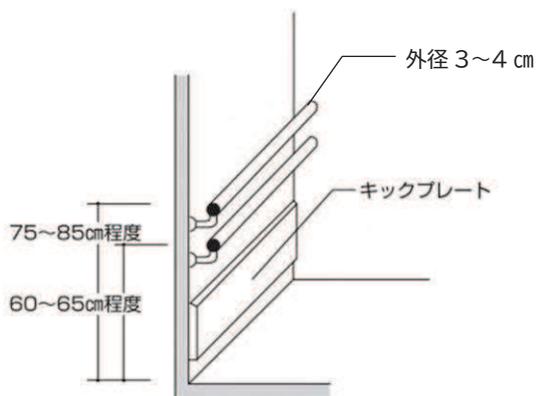


図2 床付手すりの例

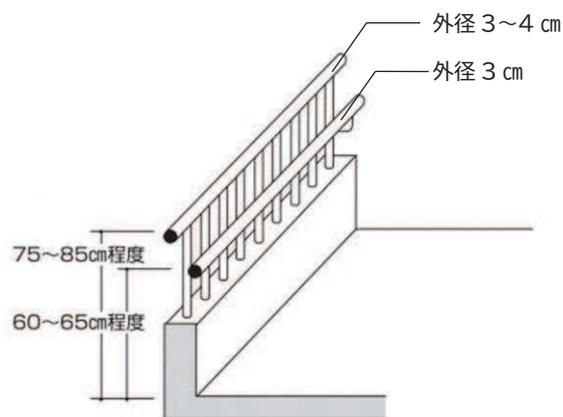


図3 手すりの設置例

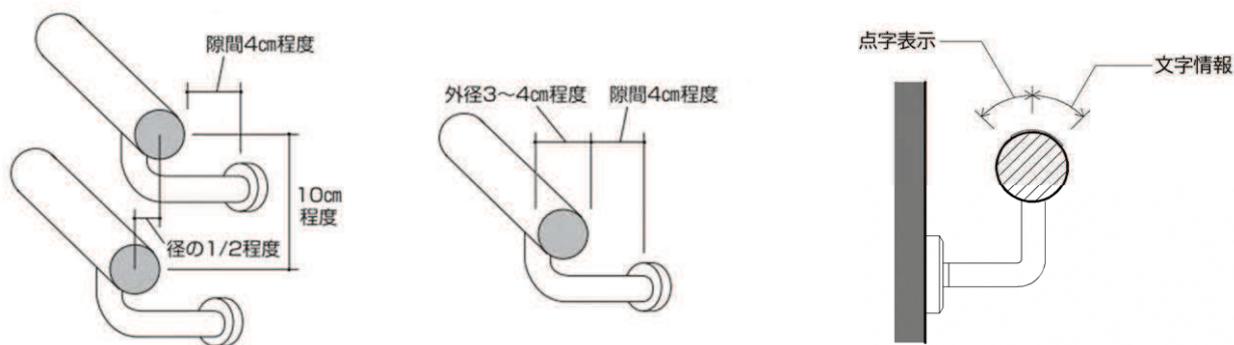


図4 手すりの端部の例

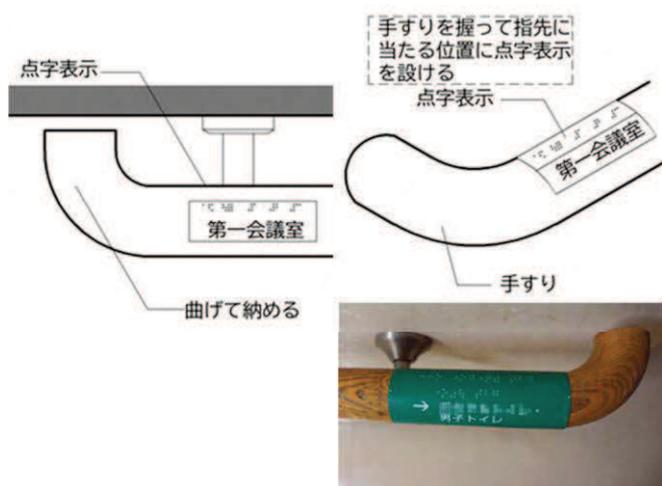
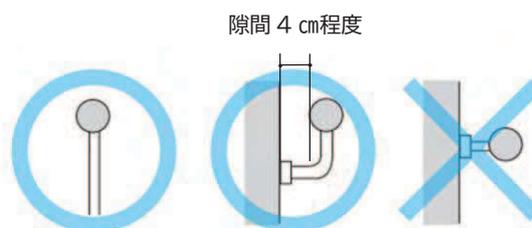


図5 壁との関係の例



■ 基本的な考え方

床の材料及び仕上げは、使用環境を考慮し、高齢者等が安全かつ快適に通行できるものとするのが望まれます。さらに、滑りやすさは、履物の底の材質、水や油、砂が付着するなどの表面状態にも大きく左右されるので、使用にあたっては注意する必要があります。

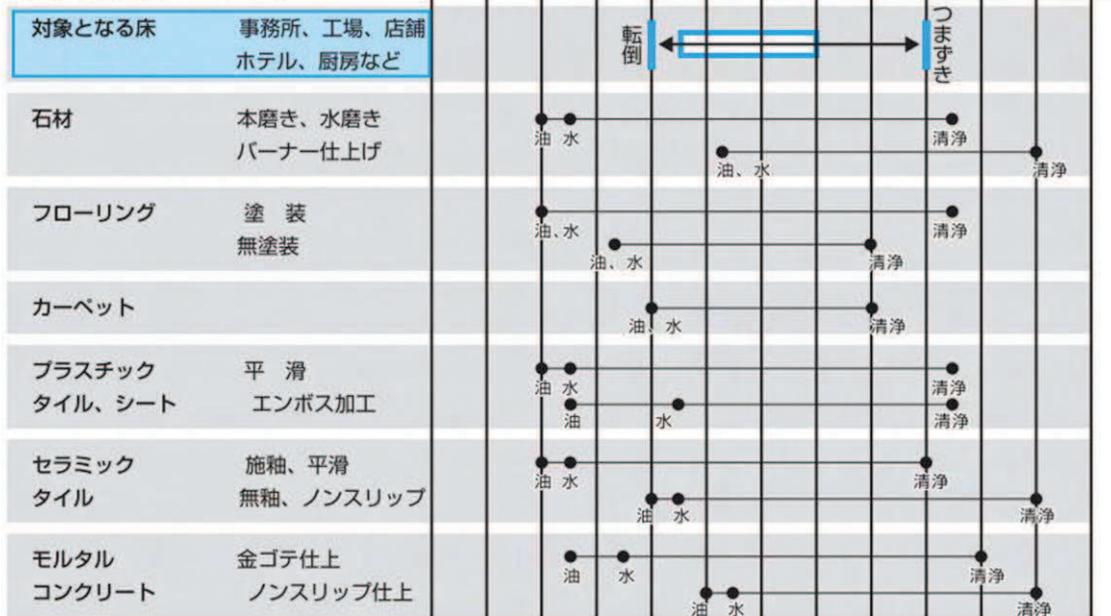
■ 参考とするべき基準

項目	解説	参照条文等								
床材の注意点	<ul style="list-style-type: none"> 床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮し、高齢者等が安全かつ快適に利用できるものとする。特に、水分や油の付着によって滑りやすくなる材料もあるので、使用にあたっては注意が必要がある。 置き敷きのじゅうたんや板張りの上のマット等は、端部がめくれたり段差となったりするので使用にあたっては注意が必要がある。 凹凸の大きい床材や毛足の長いじゅうたん等は、車いす使用者が移動しにくい場合や安全な歩行を妨げる場合もあるので注意が必要がある。 									
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)や JIS A1509-12(陶磁器質タイル試験方法 - 第 12 部:耐滑り性試験方法)によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用いる。 石材などの高分子系張り床材や陶磁器質タイル以外の床材についても、これらの試験方法によって滑り抵抗値を測定することが可能である。 滑り抵抗係数が大きいほど滑りにくく、小さいほど滑りやすい。 滑り抵抗係数は素材固有のものであるが、水、砂等が付着する等表面の状態や履物の底の材質によって変化する。 滑りやつまずきによる転倒事故は、水、砂等の異物が床材表面に付着した際及び履物が変わった時と通常時での滑り抵抗係数の変化が大きい床材で多く発生している。 床材表面が乾燥していても湿っていても、滑り抵抗係数の差が小さい床材ほど転倒の可能性が低い床材となる。 	標 3.9(1) JIS A 1454 JIS A 1509-12								
床材の滑り試験	<ul style="list-style-type: none"> 履物の有無や種類、ほこりや、水分の付着の有無により滑りやすさは大きく異なるので、材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときは、床の使用時に想定される次の条件を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認する。 ✓ 下足(靴、運動靴、サンダル等)、上足(靴下・スリッパ等)又は素足 ✓ 雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等 									
材料・仕上げ	<p>履物を履いて動作する床、路面(日本建築学会の推奨値(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、次表の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 <p>表 履物着用の場合の滑り抵抗係数の推奨値(案)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位空間等</th> <th>推奨値(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床</td> <td>C.S.R=0.4 以上</td> </tr> <tr> <td>傾斜路(傾斜角:θ)</td> <td>$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上</td> </tr> <tr> <td>客室の床</td> <td>C.S.R=0.3 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概念と性能の推奨値(案)』(2008年6月)</p>	単位空間等	推奨値(案)	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上	傾斜路(傾斜角:θ)	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上	客室の床	C.S.R=0.3 以上	標 3.9(1)
単位空間等	推奨値(案)									
敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上									
傾斜路(傾斜角:θ)	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上									
客室の床	C.S.R=0.3 以上									

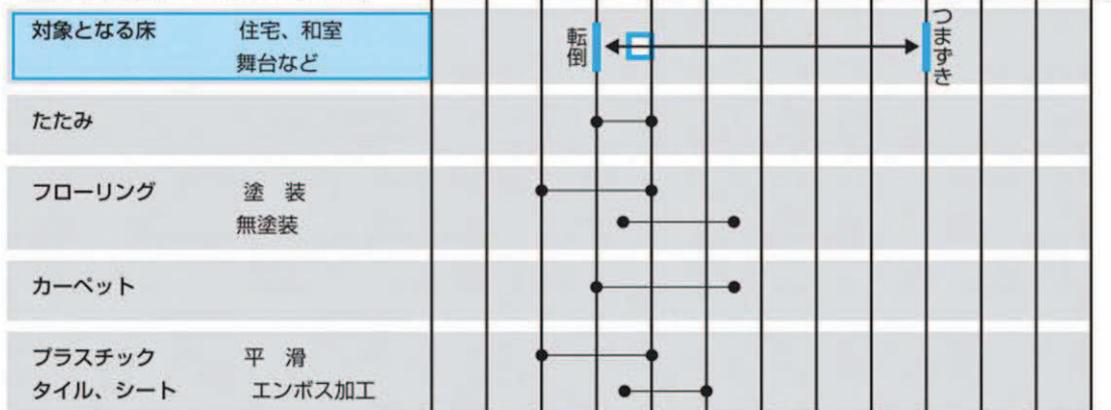
項目	解説	参照条文等						
	<p>素足の場合の滑り(※ここでは大量の水や石鹸水などがかかる床を想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の滑りの指標として、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用いる。 床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、次表の滑り抵抗値の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。 <p>表 素足の場合の滑り抵抗係数の推奨値(案)</p> <table border="1" data-bbox="416 472 1214 645"> <thead> <tr> <th>単位空間等</th> <th>推奨値(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床</td> <td>C.S.R・B=0.7 以上</td> </tr> <tr> <td>客室の浴室・シャワー室の床</td> <td>C.S.R・B =0.6 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG 『床の性能評価方法の概念と性能の推奨値(案)』(2008年6月)</p>	単位空間等	推奨値(案)	浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上	標 3.9(2)
単位空間等	推奨値(案)							
浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上							
客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上							
滑りの差	<ul style="list-style-type: none"> 突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。 金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。 グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。 床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。 建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値(案)を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。 	標 3.9(3) 留意点						
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を用いる。 特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがある。 滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜り等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意する。 一般的に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石けん水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、滑り片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。 	標 3.9(2) 留意点						

許容範囲 ←→
最適範囲 □

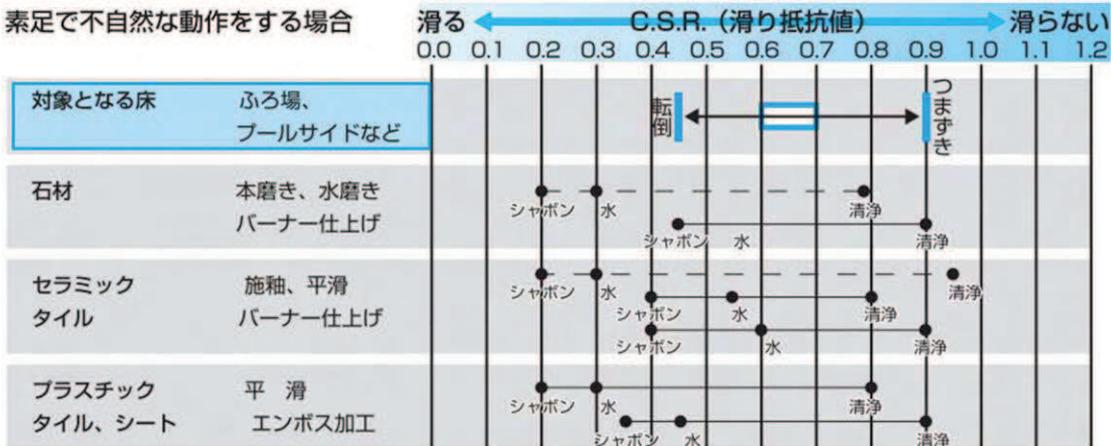
下足床で歩行する場合
(靴、運動靴、サンダル)



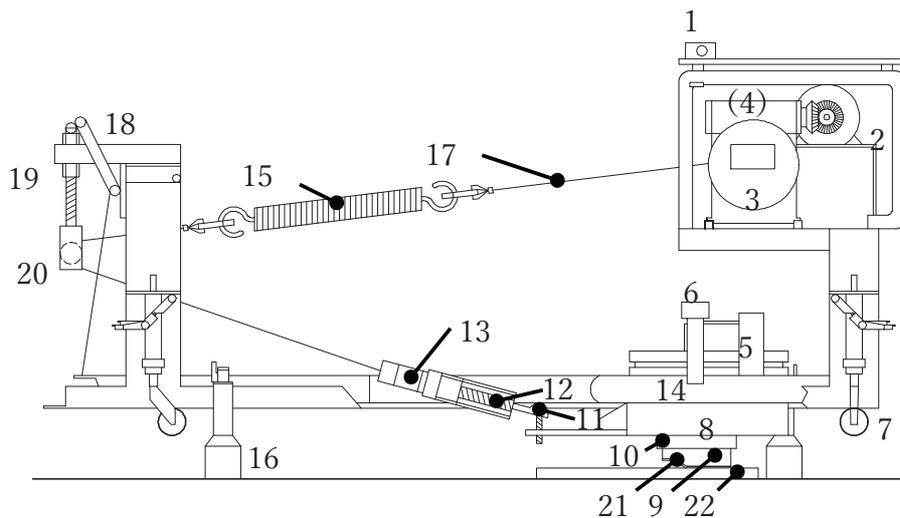
上足床で歩行する場合
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)



素足で不自然な動作をする場合



※出典：小野英哲東京工業大学教授作成資料



- | | | |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1: メインスイッチ | 9: 鋼製すべり片台座 | 17: ワイヤ |
| 2: 定速モータ | 10: すべり片台座受け | 18: ガイドレール昇降器 |
| 3: 減速機 | 11: ユニバーサルジョイント | 19: 引張角度調整器 |
| 4: ワイヤ巻き取り機 | 12: 初期荷重調整器 | 20: 滑車 |
| 5: スタートスイッチ | 13: 荷重変換器 | 21: すべり片 |
| 6: ストップスイッチ | 14: ガイドレール | 22: 測定対象床 |
| 7: 移動用車輪 | 15: 引張荷重速度調整器 | |
| 8: 重錘 | 16: 固定脚 | |

■ 基本的な考え方

非常警報設備は、人命に関わるので、情報を確実に伝えるものとし、特に、緊急時の対応が遅くなりがちである高齢者等への十分な配慮が望まれます。

■ 参考とするべき項目

<視覚・聴覚障がい者に対する非常警報設備>

項目	解説	参照条文等
非常警報装置による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 火災などの緊急の事態が発生したとき、現行の消防法では、自動火災報知設備の地区音響装置、放送設備、非常ベル、避難口誘導灯などが規定されているが、視聴覚障がい者等に対しては必ずしも確かな情報伝達ができる手段とはいえない。 視聴覚障がい者等が入所、利用する病院、社会福祉施設等はもとより、不特定かつ多数の利用に供する旅館・ホテル、百貨店等では、緊急情報や避難情報の伝達に関して視聴覚障がい者等に十分に配慮した施設づくりが望ましい。 	
視覚障がい者に対する非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生事実の伝達手段：自動警報設備の非常ベル・サイレン・自動音声警報の音声による伝達のほか、就寝中はバイブレーター等の触覚（振動）による伝達の併用。弱視者へは補助手段としてキセノンランプ等による伝達も有効である。 緊急情報の伝達手段：現行の非常放送のほか、自動音声警報など音声による伝達を行う。 避難方向等の伝達手段：誘導音装置付誘導灯の音声による伝達を行う。弱視者には点滅形誘導灯、光走行式避難誘導も有効である。 	標2.13.1(3) ③
非常用構内通報器・警報機	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生を伝達するため、内線電話機や居室内テレビの同軸ケーブル等を利用し、音声やテレビ画面により全施設内一斉に通報や警報ができるシステムのことをいう。両者とも宿泊施設等での利用が有効である。 	
自動音声警報装置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急情報を確実に伝達できるように、非常放送設備に音声等による警報を自動的に放送する機能を付加したものをいう。 	
携帯型バイブレーター	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備からの信号を受けて、振動によって直接人体を刺激し、異常を伝達する装置である。 振動装置をベット等に固定する方式（固定式）や身体の一部に腕時計のように巻き付ける方式（移動式）によって就寝中に利用する。 	
誘導音装置付誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備からの火災信号を受けて、内蔵あるいは直近に付置されたスピーカーから「避難口はこちらです」等の誘導音声が発せられるようにした避難口誘導灯である。 	
聴覚障がい者に対する非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態発生事実の伝達手段：光警報装置（フラッシュライト）や回転灯、キセノンランプ等の視覚による伝達、又はバイブレーター等による伝達を併用する。設置が望ましい箇所としては、聴覚障がいの方の利用が多いと思われる居室、避難経路となる廊下等、また便所の便房などのように、他の人の動きが感知しにくい場所である。 放送設備と連携した文字表示による伝達、補聴器用の磁気ループ等による伝達を行う。 現行の誘導灯が適当であるが、点滅形誘導灯、光走行式避難誘導も有効である。 	【図1～3、5】

項目	解説	参照条文等
回転灯(パトライト)	<ul style="list-style-type: none"> スイッチを押すことによって、黄色のランプがついて約15秒間回転する。 	【図2】
非常文字表示装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用放送設備と連携し、文字表示装置(ディスプレイ)によって必要な情報を提供する装置である。設置が望ましい箇所としては、聴覚障がいの方の利用が多いと思われる居室、避難経路となる廊下等が挙げられる。 	【図4】
点滅形誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯で、次の種類のものがある。また、聴覚障がい者のみならず、弱視者にも避難口の位置を確認しやすくする効果がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するもの。 ② 形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅するもの。 ③ 既設した通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が点滅する装置を追加したもの。 	
光走行式避難誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> 光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方向に走行するようなイメージを与え、避難誘導させるシステムである。 	
避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路となる屋内の通路には段を設けないよう配慮する。 避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 避難経路に通行の妨げになる物を置かないよう配慮する。 	標2.13.1(1) ①
一時待避スペースの確保等	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。 車いす使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全に救助を待つために一時待避スペースを設ける。 非常用エレベーターや階段踊り場付近等に90×120cmの一時待避スペースを設ける。 一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設け、その旨をわかりやすく表示する。 一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。 一時待避スペースには、車いす使用者が待避するのに十分な空間を確保する。 一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするために、中央管理室又は防災センターに連絡可能なインターホンを設けることが望ましい。 	標2.13.1(1) ② 【図7～9】 標2.13.1(2)
案内標示	<ul style="list-style-type: none"> 一時待避スペース設ける場合は、出入口の戸等に一時待避スペースである旨の標識及び文字板を設ける。 標識には補足表示板を設けることが望ましい。 	標2.13.1(3) ① 【図6】

対象者別非常警報設備

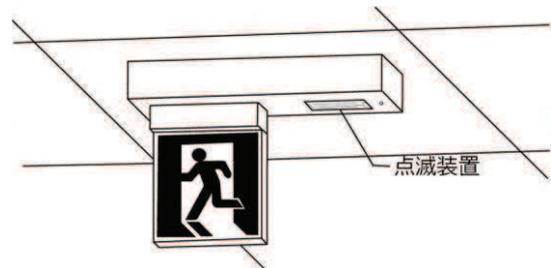
対象物区分	視聴覚障がい者別	緊急発生事実の伝達							緊急情報の伝達 (避難情報)				避難方向等の伝達				
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレータ	キセノンランプ	光警報装置	磁気ループ等	非常用構内通報器等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障害者誘導用床材等	光走行式避難誘導
劇場等	視覚障がい者	○	○	○	○	△	-	-	-	○	○	-	-	△	○	○	△
	聴覚障がい者	-	-	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△	○	-	-	○
社会福祉施設	視覚障がい者	○	○	○	○	△	-	-	-	○	○	-	-	△	○	○	△
	聴覚障がい者	-	-	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△	○	-	-	○
集会所	視覚障がい者	○	○	○	○	△	-	-	-	○	○	-	-	△	○	○	△
	聴覚障がい者	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○
ホテル等	視覚障がい者	○	○	○	○	△	-	-	○	○	○	-	-	△	○	○	△
	聴覚障がい者	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○

注)○は、視覚障がい者又は聴覚障がい者全般に対し有効なもの
△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの

点滅式誘導音付加誘導灯の例

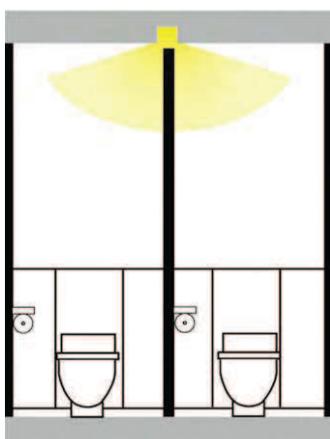


点滅型誘導灯の例



参考図

図1 光警報装置(フラッシュライト)



火災警報装置
(フラッシュライト)

図2 回転灯(パトライト)の例

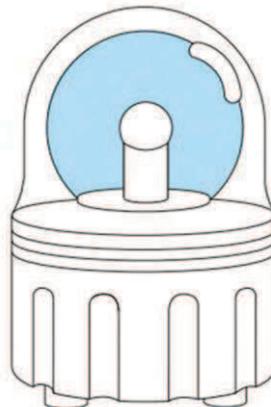
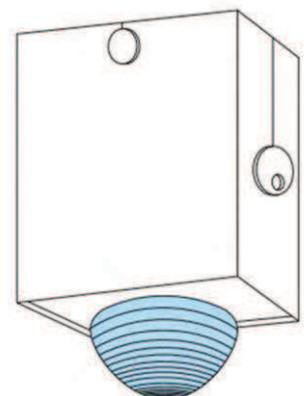


図3 キセノンランプの例



■ 参考図

図4 非常文字表示装置の例

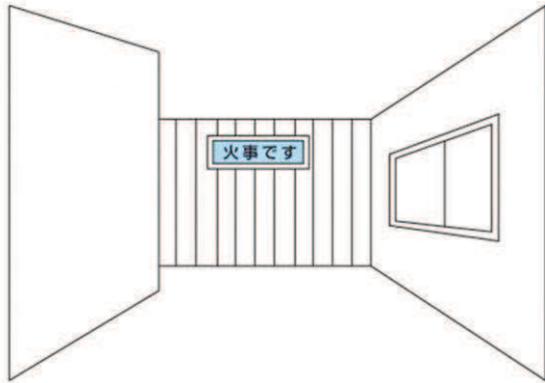
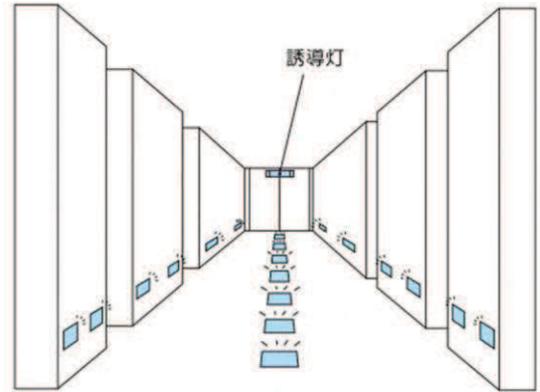


図5 光走行式避難誘導装置の例



煙を避けるため、低姿勢をとっても避難すべき方向が分かるよう、床面や腰の高さに、誘導灯や光点滅式避難誘導システム(一定の感覚で設置した光源列を火災時に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置)、蓄光性のある誘導タイル等を設置することが望ましい。

事例として、火災時に避難方向が分かるよう、火災報知器と連動し、避難方向に向かって光が点滅するようになっている照明(手すり下に埋め込み)がある。

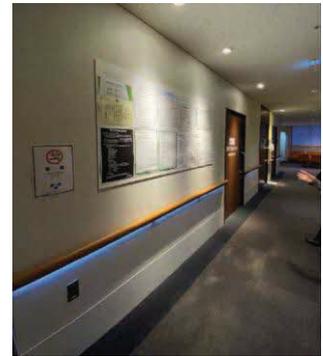
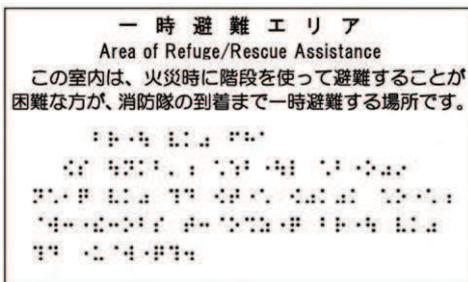


図6 一時待避スペースの表示



一時避難エリア標識

- 1 形状 : 正方形
- 2 大きさ : 一辺12cm以上
- 3 色 : 下地JISZ9103の安全色の緑
シンボル白
- 4 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 5 その他 : 灯火式とすることができる。

補足表示板

- 1 形状 : 長方形
- 2 大きさ : 長辺一時避難エリア標識と同一
短辺長辺の1/4程度
- 3 色 : 下地白
文字JISZ9103の安全色の緑
- 4 文字 : ゴシック体
- 5 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。樹脂性が望ましい。
- 6 その他 : 灯火式とすることができる。

補足表示板(文字板)

- 1 形状 : 長方形又は正方形
- 2 色 : 下地原則として白、文字原則として黒
- 3 材質 : 堅牢で耐久性のあるもの。金属製が望ましい。
- 4 点字 : JIST0921に準ずること。

出典: 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策: 東京消防庁
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/data/high-rise03.pdf>

参考図

図 7 階段の一時待避スペースの例

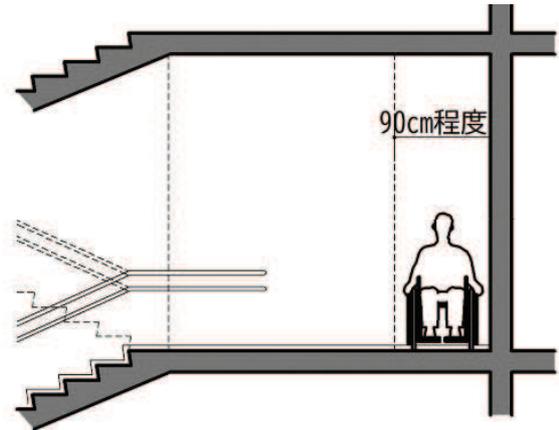
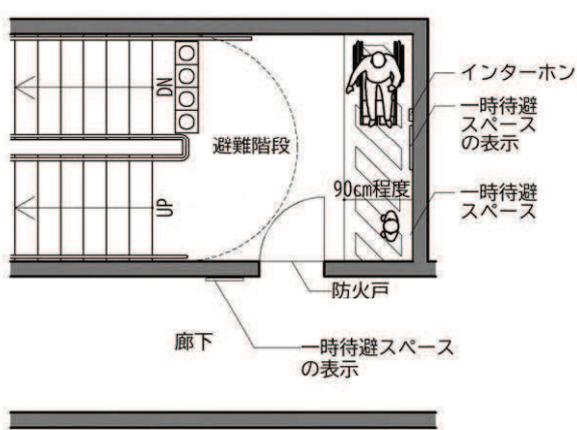


図 8 バルコニー等の一時待避スペースの例

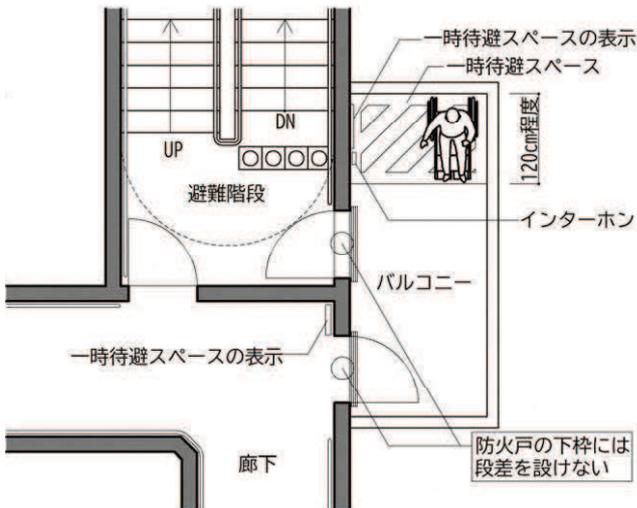
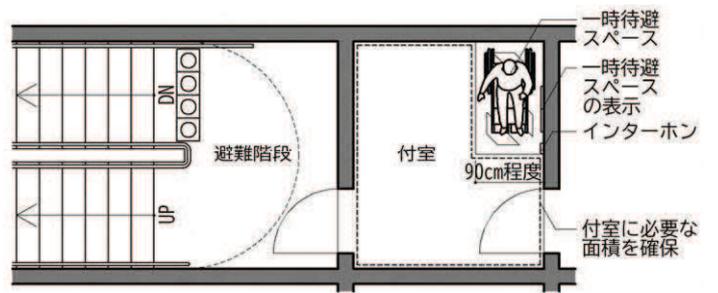


図 9 付室内の一時待避スペースの例



設計例



・階段に連続して設けられ、車いす使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー

・緊急時に車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるように、全階に直通する屋内階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）